■遺族給付金関係の見直しイメージ(モデルケースへの当てはめ)

※モデルケースは第1回検討会資料に準拠

(仮に遺族給付基礎額の引上げによって措置した場合のイメージ)

生計維持関係遺族がない場合(モデルケース③、②)

現行 遺族給付基礎額(③3,200円②5,300円)× 倍数(1,000) = ③320万円、②530万円

見直し後 遺族給付基礎額(10,000円超) × 倍数(1,000) → 1,000万円超の給付を想定

見直し骨子 | と || の双方の見直しの効果が及ぶ

生計維持関係遺族がある場合(モデルケース①)

現行 遺族給付基礎額(9615.368円) × 倍数(3,091) = 2,972万1,102円

見直し後 遺族給付基礎額(9615.368円+数千円) × 倍数(3,091) → 4,000万円超の給付を想定

見直し骨子川の増額の効果が及ぶ

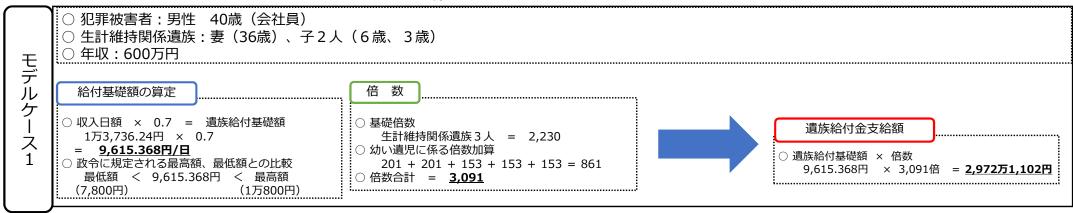
※ 増額幅は、他の公的給付制度と均衡のとれたものとなるように配慮しつつ、関係機関との調整を踏まえて 決定

■ 休業加算額及び障害給付金関係の見直しイメージ

見直し骨子Iと同様、他の公的給付を参考に一定の水準まで支給最低額を引上げ

※実際の引上げ幅は休業日数・障害の程度によって異なることとなる。

生計維持関係遺族がある場合



※平成30年改正により、生計維持関係遺族に8歳未満の遺児がいる場合は、その年齢・人数に応じて倍数を加算することとされた。

生計維持関係遺族がない場合

